

中国の科学技術政策

科学技術部政策体制改革司
司長

張景安

関連の法律

- 1993年7月2日、「科学技術進歩法」を公布する。
- 1996年「科学技術成果の転換促進法」を公布し実施する。
- 2002年「科学技術普及法」を制定。
- 「公司法」、「契約法」、「中小企業促進法」、「政府調達法」など経済関係の立法に科学技術進歩促進の措置を加える。
- 1999年中共中央、国務院が「技術革新の強化、ハイテクの発展、産業化の実現に関する決定」を公布。

関連の通達

- この10年間で、国務院及びその関連機関が公布した科学技術政策に関する主要通達は180を超える。
- この5年間で、地方政府及びその関連機関が公布した科学技術政策に関する主要通達は600を超える。

中国科学技術事業発展の新しい時期

- 2002年R&D経費の投入がGDPに占める比率は1.23%で、1,287.6億元に達する。科学技術の革新は、三峡ダム工事、「西のガスを東に輸送」、青海チベット鉄道、国の重要な建設プロジェクト、共同性技術、伝統産業のレベルアップ、ハイテク産業の発展に貢献した。
- 国のハイテク産業開発区は、ハイテク企業の育成基地として、2002年の工業生産総額が1.3兆元を実現し、知的所有権を擁するものが83.2%を占め、4,905項目の国家科学技術プロジェクトが国家ハイテク開発区で産業化を実現した。

(次ページにつづく)

中国科学技術事業発展の新しい時期

- 58万の外国に留学した学生のうち27%が学業を成して帰国した。
- 生命科学の基礎研究は世界の最前線に立っている。
- エネルギー、情報、素材、人口と健康などの技術革新の成果が絶えず現われている。
- 有人宇宙飛行船「神舟」五号の打ち上げに成功し、順調に帰還した。

中国科学技術政策の制定と実施状況

1. 科学技術体制改革の政策は改革が深まるにつれて絶えず完備した。
2. ハイテク産業の発展を促進する政策体系が形成され始めた。
3. 科学技術の仲介サービス機構の発展を大きく促進する政策・施策が逐次完備した。
4. 知的所有権の法律法規体系が形成され始めた。
5. 科学技術計画の管理制度が絶えず健全化している。
6. 科学技術奨励制度が、改革の中で発展している。
7. 科学技術政策活動の重点任務。

一、科学技術体制改革の政策は、改革が深まるにつれ絶えず完備された。

1. 誘導性政策
2. 保障性政策
3. 補助性政策
4. 奨励性政策
5. 発展促進の政策
6. 規範性政策

1. 誘導性政策

- 1999年8月、党中央、国務院の技術革新を強化することに関する決定に基づき、国務院及び科学技術部、財政部、国家税務総局、労働社会保障部などの機関は、相次いで27件の関連政策を策定した。
- 1999年7月、国務院各機関に所属する376と地方に所属する980の技術開発類の科学研究所・所は科学技術型企業に体制転換し、
国務院各機関の265の公益類研究所・所と地方の2400の研究所・所が類別改革を始めた。
中国科学院の知識革新プロジェクト、大学・専門学校の科学研究改革、企業の技術革新

(次ページにつづく)

1. 誘導性政策

- 1999年、科学技術部らは「国家経済貿易委員会所管の10の国家局に所属する科学研究機構の管理体制改革の実施意見」（国科発政字【1999】143号）を公布した。
- 2000年、国務院弁公庁は、科学技術部、中編弁公室、財政部など12機関の「科学研究機構の管理体制改革の深化に関する実施意見」（国弁発【2000】38号）を転送した。

2. 保障性改革

- 労働と社会保障部、元国家経済貿易委員会、科学技術部と財政部は「国家経済貿易委員会所管の10の国家局に所属する科学研究機構体制転換後の養老保険問題に関する通知」（労社部【2000】2号）を公布した。
- 労働と社会保障部、人事部、財政部、科学技術部、建設部などは、「体制転換した科学研究機構と工事探査設計機関の体制転換以前の定年退職者に対する待遇の調整などの問題に関する通知」（労社部発【2002】5号）を公布した。
- 2003年7月、財政部、科学技術部、社会保障部、国土資源部は共同で「体制転換した科学研究機構の関連問題に関する通知」（財教【2003】68号）（医療保健問題の解決）を制定した。

3. 補助性政策

- 1999年、国家財務総局の「国家経済貿易委員会所管の10の国家局に所属する科学研究機構体制転換後の租税徴収管理問題に関する通知」(国税発【1999】135号)
- 2003年7月、財政部、国家税務総局の「体制転換した科学研究機構の税收政策の関連問題に関する通知」(財政字【2003】137号)
- 国務院弁公庁は、国務院体制改革弁公室、科学技術部、財政部、国家経済貿易委員会が共同で制定した「体制転換した科学研究機構の所有権制度改革の深化に関する若干の意見」(国弁発【2003】9号)を転送した。(土地譲渡金免除の問題)

4. 奨励性政策

- 2002年、国務院弁公庁は、科学技術部、財政部の「国家科学研究計画プロジェクト研究成果の知的所有権管理の若干規定に関する通知」(国弁発【2002】30号)を転送した。
- 2003年2月、国務院弁公庁は、国務院体制改革弁公室、科学技術部、財政部、国家経済貿易委員会が共同で制定した「体制転換した科学研究機構の所有権制度改革の深化に関する若干の意見」(国弁発【2003】9号)を転送した。

5. 発展促進の政策

- 国は、科学研究所・所の技術開発研究と科学研究所・所の社会公益研究二つの特別資金を設立した。
- もとの一人当たり平均事業費を基礎に、事業費の投入を大幅に増やし、現在すでに一人当たり平均4万元を実現し、10万元にまで引き上げるよう努めている。

6. 規範性政策

- 1999年、財政部、科学技術部は「国家経済貿易委員会所管の10の国家局に所属する科学研究機構体制改革の中での若干の財務と資産管理問題に関する通知」(財公字【1999】439号)を公布した。
- 2000年、財政部は「体制転換した科学研究機構の新旧会計制度の交替に関する帳簿変更問題の処理規定」(財公字【2000】2号)を制定した。
- 1999年、国家税務総局は「国家経済貿易委員会所管の10の国家局に所属する科学研究機構体制改革後の租税徴収管理問題に関する通知」(国税発【1999】135)を制定した。
- 2000年、中央組織部、人事部、科学技術部は「科学研究事業機関の人事制度改革の深化に関する実施意見」(人発【2000】30号)を印刷発行した。

(次ページにつづく)

6. 規範性政策

- 2000年、国務院弁公庁は、科学技術部、中編弁公室、財政部、税務総局の「非営利性科学研究機構管理に関する若干の意見」(国弁発【2000】78号)を転送した。
- 国務院弁公庁は、科学技術部など12の機関が共同で制定した「科学研究機構の管理体制の深化に関する実施意見」(国弁発【2000】38号)を転送した。
- 2003年2月、国務院弁公庁は、国務院体制改革弁公室、科学技術部、財政部、国家経済貿易委員会が共同で制定した「体制転換した科学研究機構の所有権制度の改革に関する若干の意見」(国弁発【2003】9号)を転送した。

二、ハイテク産業の発展を促進する政策体系が形成され始めた

- ハイテク産業開発区の建設を強化する政策・措置
- 科学技術の革新と科学技術成果の転化を促進することは、すでに科学技術政策の新たな突破口となっている。
- 民営科学技術企業の発展を大々的に促進する政策の環境は基本的形成された。

1.ハイテク産業開発区を強化するための政策措置

- 「国務院の国家ハイテク産業開発区と関連政策規定を批准することに関する通知」(国発【1991】12号)
- 1996年、元国家科学技術委員会が公布した「国家ハイテク産業開発区管理の暫定方法」
- 2002年科学技術部が公布した「国家ハイテク産業開発区の管理体制の改革と革新に関する若干の意見」

2.科学技術革新の促進と科学技術成果の転化は既に科学技術政策の新たな突破口となった。

- 1997年、元国家科学委員会、国家工商行政管理局が共同で「ハイテク成果をもって出資して株式に参加する若干問題に関する規定」(国科発政字【1997】326号)を制定した。
- 1999年、国務院弁公庁は、科学技術部など7機関の「科学技術成果の転化を促進することに関する若干の規定」(国弁発【1999】29号)を転送した。
- 2002年8月、国務院弁公庁、財政部、科学技術部の「国有ハイテク企業で株権奨励テスト活動を展開することに関する指導意見」(国弁発【2002】48号)を転送した。

3. 民営科学技術企業の発展を大きく促進する政策の環境は基本的に形成された。

2002年の末現在

- 11万社に達し、
- 年間収入は26,000億元を超え、
- 研究開発費は544億元、
- 上納した税額は1,400億元近く、
- 輸出外貨獲得額500億ドル近く、
- 従業員数は780万人、うち科学技術者が150万人に達した。

3. 民営科学技術企業の発展を促進する政策

- 1993年、元国家科学技術委員会と国家体制改革委員会は、「大きな力をいれて民営科学技術型企業を發展させる若干問題に関する決定」(国科発政字【1993】348号)を印刷発行した。
- 1999年、科学技術部、国家経済貿易委員会の「民営科学技術企業の発展を促進することに関する若干の意見」(国科発政字【1999】312号)。
- 1995年、人事部、元国家科学技術委員会は、「民営科学技術者の専門技術職稱(資格)評定の関連問題に関する通知」(人職発【1995】7号)を共同で制定した。
- 1996年、元国家科学技術委員会、元国資局は「集体科学技術企業の所有権範圍確定についての若干問題の暫定規定」(国科発政字【1996】75号)を印刷公布した。

三、技術仲介サービス機構の発展を大きく促進する政策措置が逐次完備された

- 全体的に推進する措置
- 2002年、科学技術部は「科学技術仲介機構の発展を大きく発展させることに関する意見」(国科発政字【2002】488号)を公布した。
- 各種科学技術仲介機構発展の位置付け。
- 科学技術仲介機構の諸般の政策措置を完備し実行する。
- 科学技術部は、2003年を科学技術仲介機構の発展年とし、「科学技術部の科学技術仲介機構発展年の活動要点」(国科発政字【2003】160号)を制定した。

四、知的財産権の法律法規が形成されつつある

- 知的財産権の立法が大きな進展を見せた。
- 知的財産権の法律運用・司法体系が逐次完備された。
- 科学技術に関連する知的財産権保護と管理の政策措置が逐次完備された。

1. 知的財産権の立法が大きな進展を見せた
我が国は主な国際的知的財産権保護条約
に加盟した。

- 「世界知的財産権機構条約」(1980年)
- 「パリ条約(特許・商標関連)」(1984年)
- 「集積回路保護法に関する保護条約」(1989年)
- 「マドリッド協定(商標)」(1989年)
- 「ベルヌ条約(著作権)」(1992年)

2. 知的財産権の法律運用・司法体 系が逐次完備された

- 行政の法律運用体系
- 司法体系

3. 科学技術に関連する知的財産権の保護と管理の政策措置は逐次完備された

国務院と関係機関は政策文献を19件公布した。下記の文献が含まれる。

- 2002年、国務院弁公庁が転送した、科学技術部、財政部の「国家科学研究計画プロジェクトの研究成果の知的財産権管理についての若干規定に関する通知」(国弁発【2002】30号)
- 2002年、科学技術部が公布した「科学技術に関連する知的財産権の保護と管理活動に関する構想と段取り」(国科発政字【2002】278号)
- 2003年、科学技術部の「国家科学技術計画の知的財産権管理活動を強化することに関する規定」(国科発政字【2003】94号)

五、科学技術計画管理制度が絶えず健全になりつつある

- 規範化管理を強化する。
- 2001年1月、科学技術部は、「国家科学技術計画管理の暫定規定」(科技部令第4号)と「国家科学技術計画プロジェクト管理の暫定方法」(科技部令第5号)などを公布した。
- 全面的に課題制を実行する。
- 2002年、国務院弁公庁は、関連部門が共同で制定した「国家科学研究計画の課題制管理を実施することに関する規定」(国弁発【2002】2号)を転送した。
- 科学技術プロジェクトの入札制度を推進する。
- 「科学技術プロジェクトの入札管理の暫定方法」を公布。
- 科学技術評価制度を確立し、完備する。
- 「科学技術評価管理の暫定方法」(国科発字【2000】588号)、「科学技術評価規範」と「国家科学技術計画プロジェクト評定準則と督促検査方法」(科技部令7号)を制定。

国家科学技術計画管理の総体的制度枠組み
は既に初歩的に形成された

- 重点科学技術計画の管理体系が形成され始め、863計画、973計画、科学技術難関突破計画、タイムツ計画、星火計画、中小企業技術革新基金、農業成果転化基金、及び技術開発と社会公益研究特別項目など一連の科学技術計画は、相応の規則制度と管理方法を制定した。
- この種の政策制度の文献は総計30点を超える。

六、科学技術奨励制度は改革の中で発展し
ている

- 1999年国務院は「国家科学技術奨励条例」(国務院令第265号)を公布した。
- 1999年科学技術部が「国家科学技術奨励条例実施細則」(科技部令1号)を公布実施。
- 1999年科学技術部が「省、部級の科学技術奨励管理方法」(科技部令2号)を公布実施。
- 1999年科学技術部が「社会の力で科学技術賞を設立する管理方法」(科技部令3号)を公布実施。
- 2003年科学技術部は「香港、マカオ特別行政区の推薦する国家科学技術賞を受理することに関する規定」(科技部令6号)を公布し実施した。

七、科学技術政策活動の重点任務

- 科学技術体制改革の政策を完備する。
体制転換機構の所有権制度を深化する実施細則
- 科学技術仲介サービス機構の政策環境の整備を一層強化する。
- 相応の政策を完備し、知的財産権戦略の実施を推進する。
- 我が国のハイテク産業の税金補助政策を改善し完備する。
- 投融資政策に対する力を一段と強化し、ハイテク産業を発展させる。
 - ▶ 政府がリスク保証制度を確立する。
 - ▶ 「政府調達法」を貫徹し、政府調達がハイテク産業の発展をサポートする。

- 科学技術進歩法を改正する。
- 研究して起草する内容
 - 1、科学研究機構法
 - 2、科学技術資源の共有法
 - 3、バイオ技術の安全法
 - 4、情報技術の安全法

ご静聴ありがとうございます。
ございます。